## 特定侵害訴訟代理業務の付記公告

平成28年10月26日に弁理士の登録に特定侵害訴訟代理業務の付記を行った者について、弁理士法第27条の５に基づき次のとおり公告します。

付　記

| 月　日 | 登録番号 | 氏　名 |
|---|---|---|
| 10月26日 | 14093 | 高橋　功一 |

特定侵害訴訟代理業務の付記を受けている弁理士総数　3,197名

（平成28年10月26日現在）

平成 28 年 11 月 14 日　日本弁理士会

## 行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢70歳位の男性、身長160㎝、金属製ベルトのアナログ腕時計、柴田道雄名義の預金通帳等を所持

上記の者は、平成28年７月30日頃、東京都墨田区八広５丁目28番６号で死亡され、同年８月３日午後１時54分頃に発見された方です。身元の特定が出来ませんでしたので、墨田区が火葬に付し、遺骨を保管しています。お心当たりのある方は、墨田区福祉保健部厚生課までお申し出ください。

平成 28 年 11 月 14 日

東京都　墨田区長　山本　　亨

## 無縁墳墓等改葬公告

七十石納骨堂改築工事に伴う解体のために無縁墳墓等について改葬することになりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成 28 年 11 月 14 日　福岡県田川郡福智町

１　墳墓等所在地　福岡県田川郡福智町神崎2020番地１

１　墳墓等の名称　七十石納骨堂

１　死亡者の本籍及び氏名　不詳

１　改葬を行おうとする者　福岡県田川郡福智町金田937―２　福智町長　嶋野　　勝

## 公示送達

**鹿児島都市計画事業宇宿中間地区土地区画整理事業の換地計画の変更に伴う換地処分取消通知書及び換地処分通知書の送付にかえる公告**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定による鹿児島都市計画事業宇宿中間地区土地区画整理事業の下記１の者に対する換地処分取消通知書及び換地処分通知書は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項の規定により、書類の送付にかえて通知の内容を下記２のとおり公告する。なお、別紙明細書及び換地図は掲載を省略し、それらを鹿児島県鹿児島市広木三丁目10番30号の隣接地（久保園墓地前）にて掲示する。

平成 28 年 11 月 14 日

鹿児島都市計画事業
宇宿中間地区土地区画整理事業
施行者　鹿児島市
代表者　鹿児島市長　森　　博幸

１　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名
鹿児島県鹿児島市宇宿七丁目８番11号
宮村　信行

２　通知の内容
（換地処分取消通知）
鹿児島都市計画事業宇宿中間地区土地区画整理事業の換地計画について変更がありましたので、平成28年４月１日付け区整第650―2778号により通知した換地処分通知を取り消します。
（換地処分通知）
土地区画整理法第103条第１項の規定により、鹿児島都市計画事業宇宿中間地区土地区画整理事業の換地計画において定められた別紙明細書及び換地図のとおり換地処分します。

教示

この通知書について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に鹿児島県知事に審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法第19条第２項に規定されています。）

また、行政事件訴訟法の規定により、この通知書を受け取った日（その他、審査請求をした場合においては、裁決があったことを知った日）から６か月以内に鹿児島市を被告として取消訴訟を提起することができます。

## 公示送達

**鹿児島都市計画事業原良第三地区土地区画整理事業の換地処分通知書の送付にかえる公告**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定による鹿児島都市計画事業原良第三地区土地区画整理事業の下記１の者に対する換地処分通知書は、送付すべき場所を確知することができないので（送付を受けるべきものが受領を拒んだので）、同法第133条第１項の規定により、書類の送付にかえて通知の内容を下記２のとおり公告する。なお、別紙明細書は掲載を省略し、それらを鹿児島県鹿児島市原良四丁目30番12号の隣接地にて掲示する。

平成 28 年 11 月 14 日

鹿児島都市計画事業
原良第三地区土地区画整理事業
施行者　鹿児島市
代表者　鹿児島市長　森　　博幸

１　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名
鹿児島県熊毛郡中種子町野間5162番地
池亀　克己

２　通知の内容
土地区画整理法第103条第１項の規定により、鹿児島都市計画事業原良第三地区土地区画整理事業の換地計画において定められた別紙明細書のとおり換地処分します。

教示

この通知書について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に鹿児島県知事に審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法第19条第２項に規定されています。）

また、行政事件訴訟法の規定により、この通知書を受け取った日（その他、審査請求をした場合においては、裁決があったことを知った日）から６か月以内に鹿児島市を被告として取消訴訟を提起することができます。

## 農業協同組合法第73条第４項で準用する法第64条の２の届出に関する公告

農事組合法人井川生産組合（静岡市葵区田代678番地）は、平成28年８月15日現在において、最後に登記をした日から５年を経過しているので、事業を廃止していないときは、２箇月以内に農業協同組合法施行規則（平成17年農林水産省令第27号）第208条の２で定めるところにより、静岡市にその旨の届出をされたい。

なお、本日から２箇月以内にその届出をせず、また、登記がされないときは、当該農事組合法人は、その期間の満了の時に解散したものとみなされる。

平成 28 年 11 月 14 日

静岡市長　田辺　信宏

## 会社その他の公告

**解散公告**

当社は、平成二十八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十一月十四日

茨城県常総市大生郷町中丸六一二七番地八
株式会社シェナッック
代表清算人　松本　　徹

**解散公告**

当社は、平成二十八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十一月十四日

茨城県東茨城郡城里町那珂西二六一一番地の一三
株式会社ＭＴｏ・Ｅｉｇｈｔ
代表清算人　渡邉喜一郎

**解散公告**

当社は、平成二十八年十月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十一月十四日

群馬県安中市松井田町人見甲九二番地
有限会社黛商店
清算人　黛　　栄男